



2023年7月26日

各 位

会 社 名 キッズウェル・バイオ株式会社
代表者名 代表取締役社長 紅林 伸也
(コード番号: 4584 グロース)
問 合 せ 先 社 長 室 長 栗原 隆浩
(TEL. 03-6222-9547)

バイオシミラー事業の運転資金のための
第三者割当による第18回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に係る
払込完了のお知らせ

当社は、2023年7月10日付の当社取締役会において決議いたしました CVI Investments, Inc.（以下、「割当先」といいます。）を割当先とする第18回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、本日、払込み手続きが完了したことを確認いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2023年7月10日付で公表いたしました「バイオシミラー事業の運転資金のための第三者割当による第18回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ」（以下「本発行に関するプレスリリース」といいます。）をご参照ください。

<本新株予約権の概要>

(1) 割 当 日	2023年7月26日
(2) 発行新株予約権数	150,000個
(3) 発行価額	総額 22,800,000円（本新株予約権1個あたり152円）
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数：15,000,000株（本新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありませぬ。下限行使価額は119円です。
(5) 調達資金の額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）	3,247,800,000円（注）
(6) 行使価額	当初行使価額は、215円とします。 行使価額は、2023年7月27日を初回の修正日とし、その後毎週木曜日（以下、「本新株予約権修正日」といいます。）において、当該本新株予約権修正日に先立つ15連続取引日各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最安値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「本新株予約権修正日価額」という。）が、当該本新株予約権修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該本新株予約権修正日以降、当該本新株予約権修正日価額に修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が119円（以下「下限行使価額」という。）を下回る場合又は下回る場合には行使価額は下限行使価額とする。なお、下限行使価額は、当該本新株予約権の発行決議日の直前取引日である2023年7月7日

	の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 50%に相当する金額（1円未満の端数切り上げ）であります。
(7) 行使請求期間	2023年7月27日から2026年1月27日まで
(8) 募集または割当方法	第三者割当の方法による
(9) 割当予定先	CVI Investments, Inc.
(10) 譲渡制限及び行使数量制限の内容	<p>第18回新株予約権に係る制限超過行使の禁止</p> <p>当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使（単一暦月中に本新株予約権の行使により取得される株式数が、第18回新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合における、当該10%を超える部分に係る行使をいう。）を割当予定先に行わせません。</p> <p>割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行います。</p> <p>割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとします。</p> <p>なお、第18回新株予約権の発行に伴い、本項に記載する制限超過行使の規定が、第4回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第10回新株予約権（行使価額修正条項付）にも同様に適用されることとなります。その結果、かかる制限超過行使における10%の基準の判断に際しては、第18回新株予約権の行使により交付される株式数に加えて、第4回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第10回新株予約権（行使価額修正条項付）の転換及び行使により交付される株式数を合算して判断することとなります。</p>
(11) その他	<p>本買取契約において、以下の内容が定められる予定です。</p> <p>(1) 上記割当予定先への割当を予定する本新株予約権の発行については、下記事項を満たしていること等を条件とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 本買取契約に定める当社の表明保証が重要な点において正確であり、当社が重要な誓約事項を遵守していること ② 本新株予約権の発行につき、差止命令等がなされていないこと ③ 当社株式が上場廃止となっていないこと ④ 当社について重大な悪影響となる事象が生じていないこと ⑤ 当社が割当予定先に対し、当社に関する未公表の重要事実を伝達していないこと <p>(2) 本新株予約権の譲渡には、当社取締役会の承認を必要とする</p>

(但し、割当予定先における管理コスト削減の観点で、Bank of America Merrill Lynch、J.P. Morgan 及び Goldman Sachs & Co. 並びにこれらの関連会社に対する譲渡を除外することとされている。)。なお、譲渡された場合でも、割当予定先の権利義務は、譲受人に引き継がれる。

また、本買取契約においては、本発行に関するプレスリリースの「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1) 資金調達方法の概要」及び「7. 割当予定先の選定理由等 (6) ロックアップについて」に記載しておりますとおり、本新株予約権の買取りに係る条項及びロックアップに係る条項が定められる予定です。

(注) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は減少します。

以 上